

第 4 7 号議案

亀岡市教育委員会委員定数条例を
廃止する条例の制定について

亀岡市教育委員会委員定数条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市教育委員会委員定数条例を廃止する条例

亀岡市教育委員会委員定数条例（平成 2 0 年亀岡市条例第 2 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市教育委員会委員定数条例を廃止する条例案要綱

- 1 亀岡市教育委員会委員の定数を地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定のとおり5人（現行6人。教育長を含む）とするため、亀岡市教育委員会委員定数条例を廃止すること。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行すること。